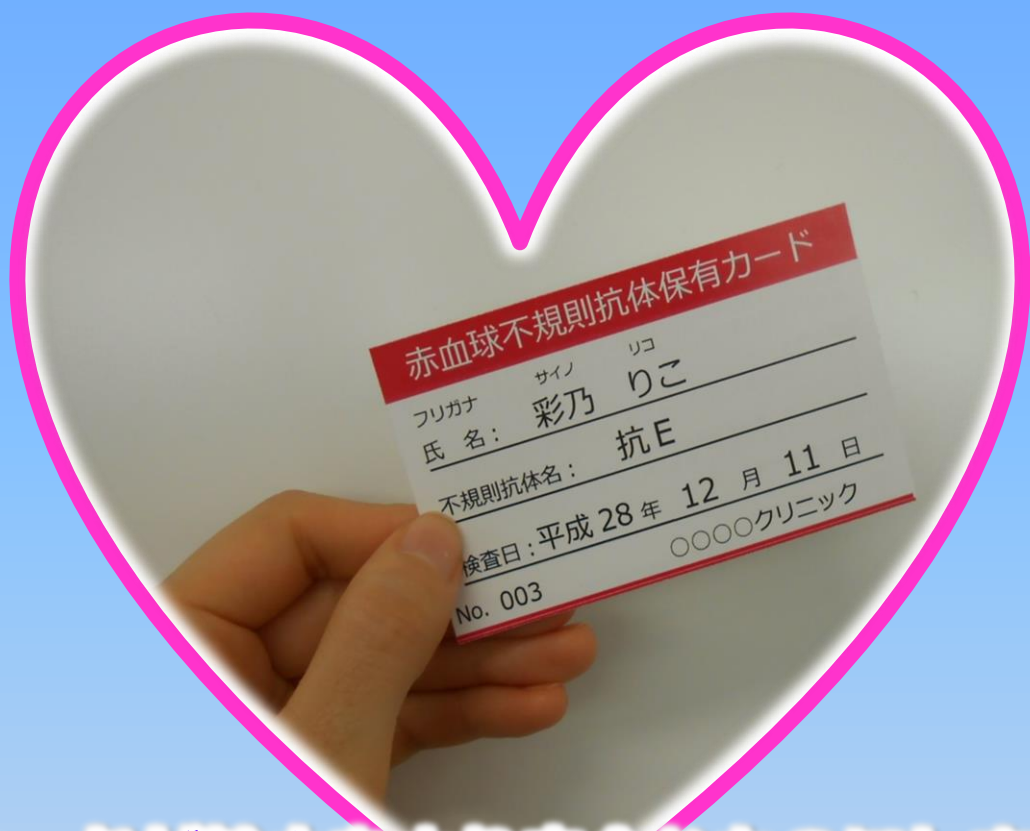


赤血球不規則抗体保有カード

ご存知ですか？



カードが輸血をより安全なものにします

臨床的意義（副作用を起こす可能性）のある不規則抗体が検出された場合には患者にその旨を記載したカードを常時携帯させることが望ましい。

「輸血療法の実施に関する指針」より

このカードをお持ちの患者さんが安全に輸血できる環境の整備をお願いします。

埼玉県合同輸血療法委員会

不規則抗体カード 埼玉



赤血球不規則抗体保有カードのご使用にあたって

「輸血療法の実施に関する指針」では、「37℃で反応する臨床的意義（副作用を起こす可能性）のある不規則抗体が検出された場合には、患者にその旨を記載したカードを常時携帯させることが望ましい。」とされています。

埼玉県合同輸血療法委員会では、遅発性溶血性副作用の防止を目的として、埼玉県内共用の赤血球不規則抗体保有カードを作成して、平成28年1月より運用しております。多くの施設で活用していただくことで、安全な輸血医療に役立てていただければ幸いです。

なお、カードの記載内容や発行方法等につきましては当委員会ホームページをご一読のうえ、適切に発行いただくようお願いします。

埼玉県合同輸血療法委員会

カード受取医療機関へのお願い

1. 赤血球不規則抗体保有カードに記載されている抗体は、発行した施設で検出された抗体で保有既往抗体であることをご認識ください。
2. 不規則抗体検査は、必ず自施設でも実施してください。
3. 輸血時は、その抗体に対応する抗原陰性血を選択し、必ず交差適合試験を実施してください。

カード発行元医療機関へのお願い

◆検査法・抗体名の記載

1. 検査方法は、原則掲載しません。
2. 抗体名は、間接抗グロブリン法で検出された抗体（臨床的に意義のある抗体）を記載します。但し、妊娠歴や輸血歴のある患者で、酵素法のみで検出された場合も記載します。
※臨床的に意義のある抗体：赤血球型検査（赤血球系検査）ガイドライン（平成28年10月改訂2版）に従います。

◆発行方法

1. 自施設で不規則抗体検査を実施し、不規則抗体検出時にカードを発行します。
2. カードは、当委員会ホームページからダウンロードできます。

◆医師・患者への説明やカードの手渡し方法

1. 当委員会で作成した説明文を参考に、医師・患者に説明してください。
2. カードの手渡し方法は、各施設での運用方法で行ってください。
3. 患者には、このカードは手術・出産等の輸血時に必要となる事があるので、受診先の医療機関に必ず提出するようお話ししてください。

注意事項

1. 赤血球不規則抗体保有カードは、検査を省略するためのものではありません。必ず、自施設で不規則抗体検査ならびに交差適合試験を実施してください。
2. 当委員会は、発行済みカードに記載された不規則抗体名について、一切の責任を負いませんのでご了承ください。